

第3期小国町障がい者計画（小国町障がい者プラン）

第7期小国町障がい福祉計画・第3期小国町障がい児福祉計画

（素案）



令和6年 月

山形県小国町

【目 次】

第1編 計画の策定にあたって

第1章 計画の概要	1
第1節 計画の背景	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	3
第4節 達成状況の点検及び評価（P D C A）	3
第2章 障がい児（者）の状況	4
第1節 統計から見る障がい児（者）の状況	4
第2節 障がい福祉に関する実態調査からみる課題	7

第2編 第3期小国町障がい者計画（小国町障がい者プラン）

第1章 基本理念	9
第2章 基本目標	9
第3章 施策の体系	10
第4章 支え合いとともに暮らすやすらぎのまちづくりをめざして	11
第1節 地域でともに生活するために	11
第2節 安全な暮らしを確保するために	12
第3節 社会的自立を支援するために	13
第4節 福祉のまちづくりを促進するために	15
第5節 生活の質の向上を目指して	16

第3編 第7期小国町障がい福祉計画・第3期小国町障がい児福祉計画

第1章 前期計画期間中の障がい福祉サービスの利用状況	19
第2章 前期計画の実績及び課題	28
第3章 計画の成果目標	31
第4章 障がい福祉サービス等の見込みと確保の方策等	34
第1節 障がい福祉サービス	34
第2節 地域生活支援事業	39

資 料

障がい者計画に関するアンケート調査結果概要	41
障がい者関係団体聞き取り調査結果概要	58
計画策定経過	63
計画策定委員等名簿	64

第 1 編

計画の策定にあたって

第1章 計画の概要

第1節 計画の背景

国では、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、平成26年1月に「障がい者の権利に関する条約」を批准しました。その後、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、社会的障壁の除去と合理的配慮の提供を明記したほか、令和元年6月に施行された「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」においても、雇用の分野における障がいを理由とする差別的取り扱いを禁止する旨が規定されました。さらに、令和4年12月には、障がい者の地域生活の支援体制の充実や、多様なニーズに対する支援や障がい者雇用の質の向上などを定めた「改正障害者総合支援法」が公布されるなど、各種法整備が進められてきました。また、令和5年3月に共生社会の実現に向けた障がい者の主体的な社会参加、これを制約する社会的障壁の除去等を基本理念とした「障害者基本計画（第5次）」が策定されました。

小国町では、障がい者が住み慣れた地域で社会的に自立しながら生活するための環境づくりと地域で支え合うまちづくりを目指し、平成15年3月に「第1期小国町障害福祉計画（小国町障害者プラン）」を策定しました。平成30年3月には「第2期小国町障がい者計画（小国町障がい者プラン）」・「第5期小国町障がい福祉計画・第1期小国町障がい児福祉計画」を策定し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して「支え合い ともに暮らす やすらぎのまちづくり」を展開してきました。また、障がいのある人に対する差別の解消及び、障がいのある人の権利を尊重し、心豊かに暮らせるまちづくりに向けて、令和2年4月に「小国町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を制定しました。令和3年3月には、「第6期小国町障がい福祉計画・第2期小国町障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉サービスの提供体制の確保と関連する各種事業の円滑な実施を推進してきました。

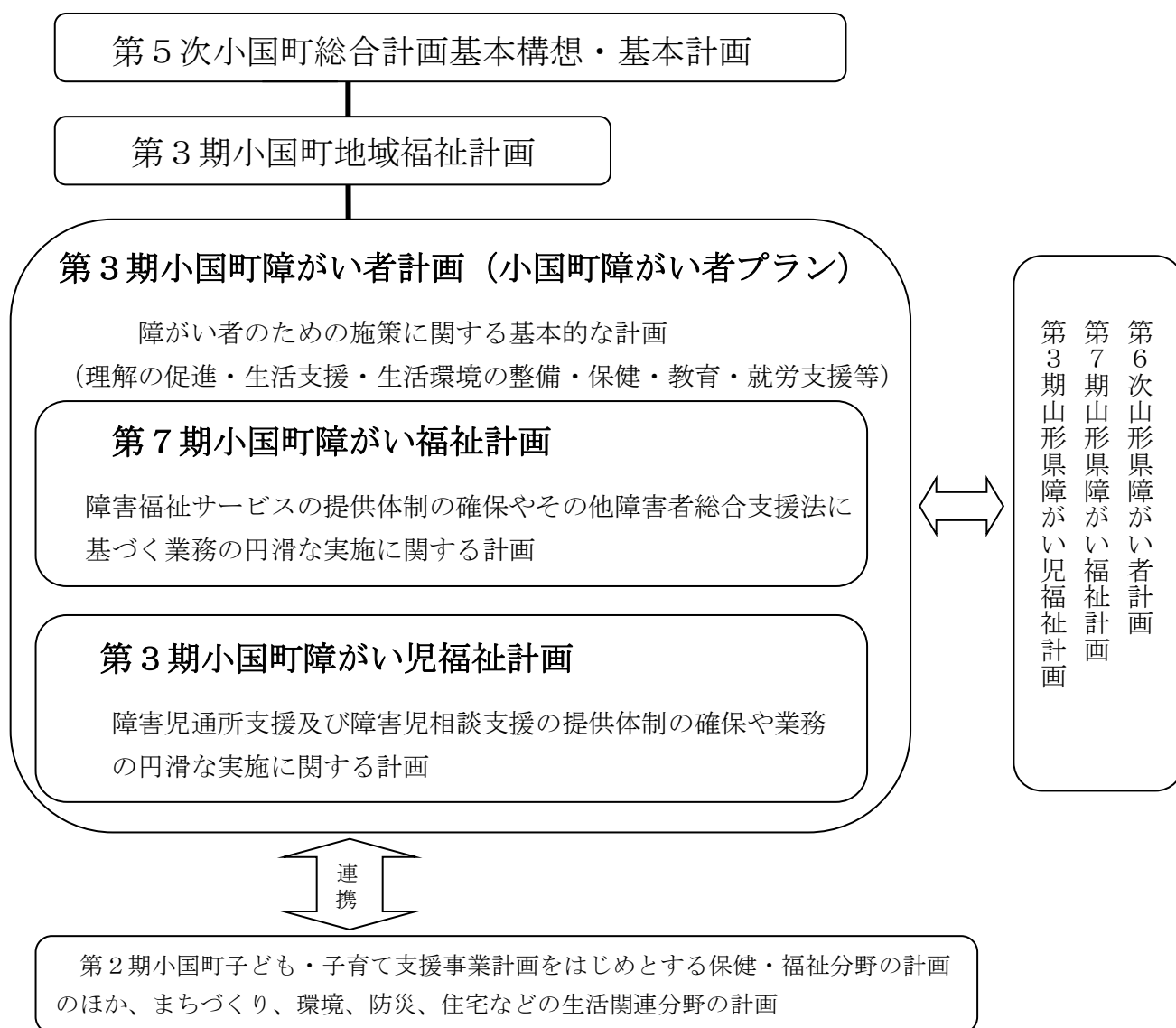
このたび、既存計画期間が終了することから、国の動向や本町の現状及び課題を踏まえ、「第3期小国町障がい者計画（小国町障がい者プラン）」・「第7期小国町障がい福祉計画」・「第3期小国町障がい児福祉計画」を一体的な計画として策定し、障がいのある人の差別解消や社会参加に向けた施策を計画的に推進していきます。

第2節 計画の位置づけ

「第3期小国町障がい者計画（小国町障がい者プラン）」は、障がいのある人のための施策に関する基本計画で、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」にあたるものです。

「第7期小国町障がい福祉計画」・「第3期小国町障がい児福祉計画」は、国の基本指針に即して、障がいのある人または障がいのある児童の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、その提供体制の確保を図るための計画で、それぞれ、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」にあたり、第3期小国町障がい者計画の実施計画に相当する計画です。

計画の策定にあたっては、「第5次小国町総合計画基本構想・基本計画」を上位計画とし、「第3期小国町地域福祉計画」、「山形県障がい者計画」との整合性を図るとともに、国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえ、「第2期小国町子ども・子育て支援事業計画」をはじめとする保健・福祉分野の計画のほか、まちづくりや環境、防災、住宅などの生活関連分野の計画と連携・調整のうえ策定します。



第3節 計画の期間

「第3期小国町障がい者計画」は令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

「第7期小国町障がい福祉計画」・「第3期小国町障がい児福祉計画」は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

第4節 達成状況の点検及び評価（PDCA）

計画の達成状況等については、成果目標および活動指標の実績を把握し、障がい福祉施策及び関連施策の動向を踏まえながら、毎年度、計画の点検・評価を行い、必要がある場合は計画の見直し等を行います。

なお、計画変更の際には、小国町自立支援協議会からの意見を聴くとともに、その結果を公表することとします。

第2章 障がい児（者）の状況

第1節 統計から見る障がい児（者）の状況

（1）身体障がい者手帳所持者の状況

身体障がい者手帳所持者は、平成29年度から減少傾向です。年齢別推移でみると、令和4年度は65歳以上の割合が8割、障がい程度は、重度障がい者が約4割をしめています。また、障がいの区分別では、肢体不自由が減少傾向にありますが、その他の障がいでは一定の水準で推移しています。

□等級別推移

(単位:人)

区分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
1級	107	115	107	111	106	105	100
2級	47	44	45	43	41	39	40
3級	65	64	64	63	66	69	66
4級	100	99	97	100	94	96	96
5級	28	27	28	27	30	31	30
6級	16	30	29	28	25	25	28
計	363	379	370	371	362	365	360

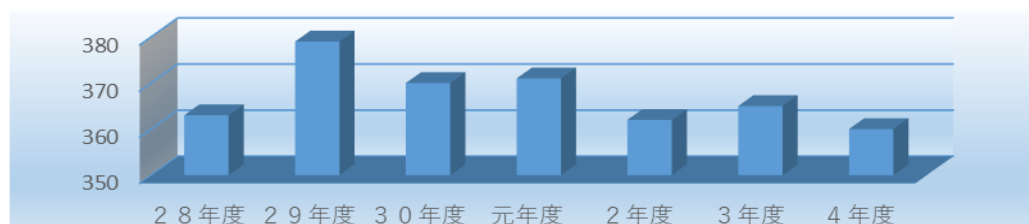
【資料:福祉行政報告例(各年度末)】

□年齢別推移

区分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
18歳未満	0	1	1	2	3	2	4
18-64歳	108	101	70	64	71	60	62
65歳以上	255	277	299	305	288	303	294
計	363	379	370	371	362	365	360

【資料:福祉行政報告例(各年度末)】

身体障がい者手帳所持者数の推移



□障がい別推移

区分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
視覚	15	17	16	17	17	16	18
聴覚・ 平衡機能	29	32	32	35	34	35	39
音声・ 言語	4	4	5	2	4	5	6
肢体 不自由	206	206	203	199	194	194	180
内部障害	109	120	114	118	113	115	117
計	363	379	370	371	362	365	360

【資料：福祉行政報告例（各年度末）】

（２）療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者は令和４年度に減少したものの、ほぼ横ばいで推移しており、重度よりも中度・軽度の方の割合が高い状況です。

□程度別推移

区分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
重度（A）	20	19	19	18	18	19	18
中度・ 軽度（B）	49	51	50	52	52	51	44
計	69	70	69	70	70	70	62

【資料：健康福祉課（各年度末）】

□年齢別推移

区分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
18歳未満	2	2	1	3	3	3	2
18-64歳	47	48	48	51	47	46	39
65歳以上	20	20	20	16	20	21	21
計	69	70	69	70	70	70	62

【資料：健康福祉課（各年度末）】



(3) 精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

精神障がい者保健福祉手帳所持者は、平成30年度から減少傾向です。等級別では、1級及び3級所持者は減少しているものの、2級所持者は横ばいとなっています。また、年齢別では、65歳未満が7割を占めています。

□等級別推移

区分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
1級	14	12	9	9	9	7	5
2級	9	9	13	15	13	15	16
3級	9	9	12	7	7	5	1
計	32	30	34	31	29	27	22

【資料：健康福祉課（各年度末）】

□年齢別推移

区分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
18歳未満	0	1	0	0	0	0	0
18-64歳	16	15	23	20	19	18	15
65歳以上	16	14	11	11	11	9	7
計	32	30	34	31	29	27	22

【資料：健康福祉課（各年度末）】



第2節 障がい福祉に関する実態調査からみる課題

障がい児（者）及び事業所アンケート調査、障がい者関係団体からの聞き取り調査の結果、次の課題が抽出されました。

【アンケート調査】

（調査対象）

- | | |
|-----------------------|-------|
| ・身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者 | 227名 |
| ・身体障がい児・知的障がい児 | 12名 |
| ・事業所（従業員43名以上） | 12事業所 |

（調査期間）

令和5年8月1日から令和5年8月31日

（回収数）

- | | | |
|-------|-------|------------|
| ・障がい者 | 125名 | （回収率55.1%） |
| ・障がい児 | 7名 | （回収率58.3%） |
| ・事業所 | 10事業所 | （回収率83.3%） |

【障がい者関係団体聞き取り調査】

（調査団体）

- ・NPO法人まんまる、小国町身体障害者福祉会、小国町手をつなぐ育成会

（調査日）

令和5年10月19日、10月23日

【調査結果から抽出された課題】

（1）日常生活について

日常生活において、外出時や日用品の買い物、入浴介助・食事介助など在宅生活を支える支援、在宅サービスの充実が求められています。

（2）雇用について

就労は、障がい者の自立にとって重要な課題の一つですが、企業側での障がい者雇用に対する意識を向上し、障がい者に対する合理的配慮について理解を深めるとともに、就労移行支援事業を含め、障がい者の特性にあった就労機会の創出が必要となっています。

（3）外出や地域社会への参加について

障がい者の外出の機会は多く、頻度も高くなっていますが、一人では外出できない障がい者に対する外出支援の充実や農福連携の取り組みを促進し、就労や生きがいづくりの場を提供することが求められています。また、地域活動へ積極的に参加するため、余暇活動や文化・スポーツ活動等の機会を充実する必要があります。

(4) バリアフリーについて

障がい者優先スペースの表示設置や車いすの配置など、物理的に障壁を取り除くバリアフリーを推進するとともに、コミュニケーションや他者理解などを通して様々な人のバリアを取り除く「心のバリアフリー」について周知を図り、障がいに対する理解や知識を深める取り組みが必要です。

(5) 情報・相談について

情報・相談については、「どこに相談したらいいかわからない」など相談先の周知が不足している状況にあります。障がい福祉サービス等を有効に活用していくためにも、情報提供や相談体制の充実が必要です。

(6) 障がい理解・権利擁護について

地域で安心した生活ができるよう、障がいに対する理解を深める取り組みや成年後見制度の利用について、選択肢の一つとなるよう制度の周知が必要です。

(7) 将来の暮らしについて

将来は、自宅で家族と暮らしたいと希望している人が多いものの、支援者の高齢化や親亡き後の不安を抱える人が多く、家族の緊急事態に対応する地域生活支援拠点の整備やグループホームなど住まいの充実が求められています。

(8) 保健・医療・福祉サービスについて

福祉サービスについては、ホームヘルプなどの在宅サービス、グループホームや施設入所支援などの居住系サービス、障がい児通所支援の充実が求められています。また、医療機関への受診や健康診断などが困難な状況にあり、丁寧な説明や時間に余裕をもった診療体制の確保など、障がい児（者）に配慮したきめ細やかな対応が求められています。

(9) 安全・安心な暮らしについて

災害時、一人では避難できないと不安を持つ人が多く、安全に避難するためには、障がい者、支援者、自主防災組織などが協働し、支援体制の強化を図っていく必要があります。また、災害発生後の対応では、障がい児（者）に配慮した避難所運営が求められています。

(10) 障がい児教育について

障がいの有無にかかわらず、地域の同じ場で学ぶことを望む声が多く、幼少期から障がいに対する理解を深める取り組みが重要であることから、障がい児（者）との交流など、教育と福祉・医療が連携した取り組みが必要です。

第 2 編

第 3 期小国町障がい者計画 (小国町障がい者プラン)

第1章 基本理念

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して次のように定めます。

「支え合い ともに暮らす やすらぎのまちづくりをめざして」

第2章 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を掲げ施策の展開を図ります。

(1) 障がい児（者）を地域で支え合うまちづくり

障がい児（者）が地域社会の一員として地域の中でともに生活できるように、すべての人の人権が尊重されるよう啓発活動を行うとともに、障がいに対する正しい理解や認識を深め、障がい児（者）が安心して暮らせるまちづくりをすすめます。

(2) 障がい児（者）の社会的自立を支える環境づくり

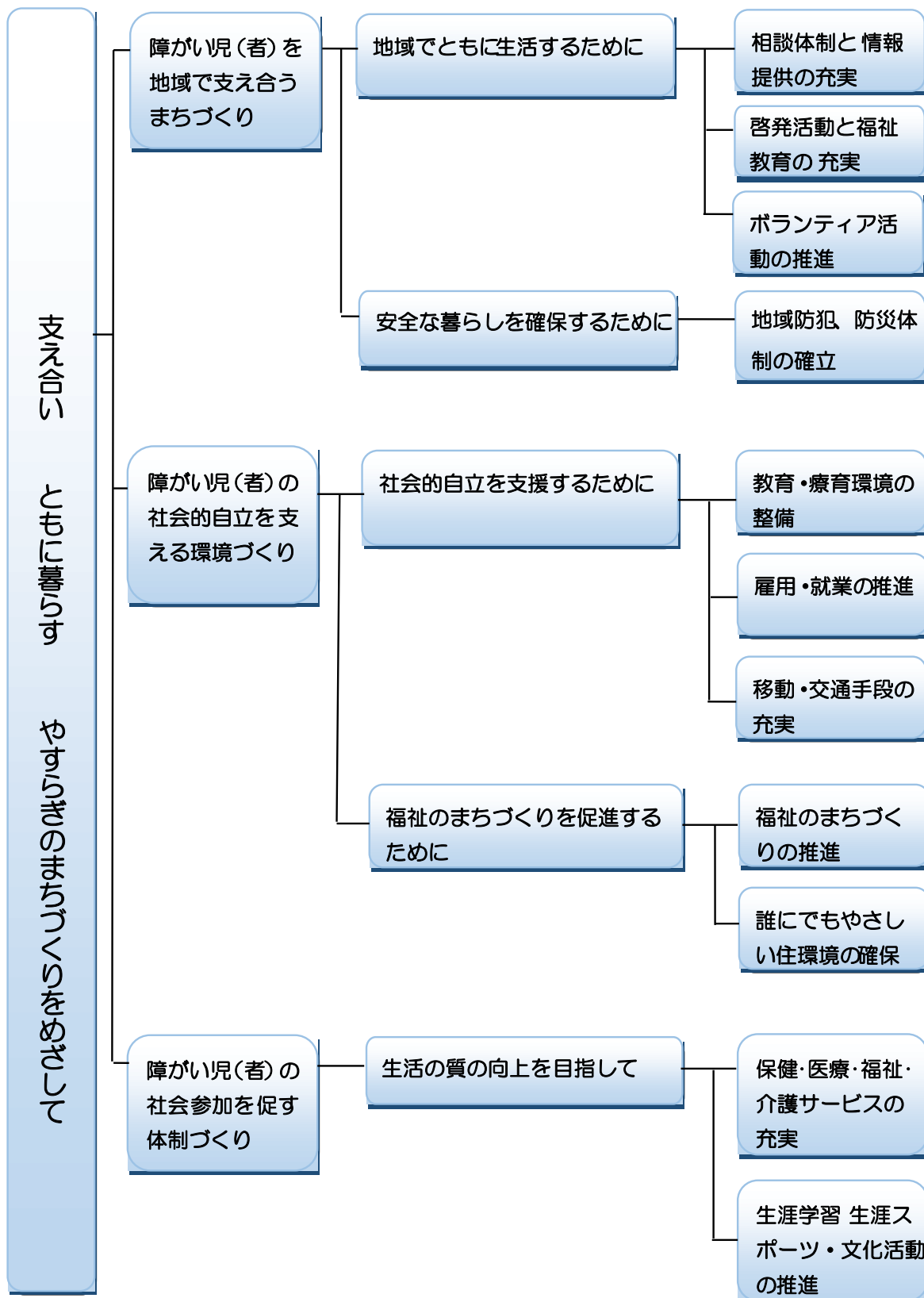
障がい児（者）が社会的に自立して生活できるように、教育や雇用を支援する環境づくりをすすめるとともに、すべての人が快適で利用しやすい生活環境の整備をすすめます。

(3) 障がい児（者）の社会参加を促す体制づくり

障がい児（者）の積極的な社会参加を促すために、障がいのある人がライフスタイルに応じて様々な生き方を選択できる制度の充実に努め、生きがいをもって生活できる体制づくりをすすめます。

第3章 施策の体系

本計画の基本理念、基本目標を踏まえ、施策の体系を以下のように設定します。



第4章 支え合いとともに暮らすやすらぎのまちづくりをめざして

第1節 地域でともに生活するために

《現状と課題》

障がい児（者）やその家族が地域で自立した生活を送るうえで、いつでも気軽に相談できる窓口である民生委員・児童委員や身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、専門的相談窓口である相談支援事業所などと連携を図ってきました。しかし、アンケート調査、障がい者関係団体からの聞き取り調査によると、困ったときにどこに相談したらいいかわからないという意見もあり、身近に相談窓口があるということが十分浸透していない状況にあります。また、相談員の担い手が不足していることから、相談員の育成や人材確保が課題です。

障がいにより判断能力が不十分な人を支援するために、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用について、より一層の周知を図るとともに、障がい児（者）に対する理解を育むため、地域や学校などにおける福祉教育の充実が必要です。

また、障がいのある人も支援者も高齢化が進んでおり、住み慣れた地域で生活を続けることができる環境整備や地域における支援体制が必要となっています。

《施策の方向性》

1 相談体制と情報提供の充実

【相談体制の充実】

相談機関の一層の充実と様々な機会をとらえた相談先の周知を図るとともに、相談支援事業所、医療機関などの専門機関や障がい者相談員、民生委員・児童委員など関係機関との連携を強化します。

【情報提供の充実】

障がい福祉制度や福祉サービス、障がい福祉団体の活動等について、ホームページや広報での情報発信のほか、手帳申請・交付時など様々な機会を活用し、障がいの特性や目的に応じたわかりやすい情報提供に努めます。特に、小中の特別支援学級に通級している児童の保護者への情報提供に取り組みます。

2 啓発活動と福祉教育の充実

【啓発活動の推進】

地域の中でともに生活するために、障がい福祉や障がいに関する正しい理解について啓発活動を推進するとともに、「置賜成年後見センター」と連携し、成年後見制度や権利擁護に関する研修会等を開催します。

支援や配慮が必要な人が周囲へ知らせることで援助を受けやすくする「ヘルプマーク」について認知度を高めるための啓発に努めます。

【福祉教育の充実】

子どもも大人も含めた地域全体で、命の大切さ、多様性の理解、共感できる豊かな心を養い「ともに生きる力を育む」福祉教育の充実に努めるとともに、相互に理解を深めるため、障がい児（者）とのふれあいの場や交流会等を開催し、「心のバリアフリー」を推進します。

3 ボランティア活動の推進

【ボランティアの育成、支援】

社会福祉協議会などと連携し、障がいのある人の生活支援のためのボランティア人材の育成や活動の支援に努めます。

第2節 安全な暮らしを確保するために

《現状と課題》

自主防災組織の育成、防災訓練の実施、福祉避難所としての施設運営に係る協定を締結するとともに、障がい者や高齢者等の「避難行動要支援者」の適切な把握に努め、災害発生時の支援体制づくりを行いました。

アンケート調査によると、災害時、一人では避難できないと不安を持つ人が多く、福祉カルテを活用した「避難行動要支援者名簿」の拡充、迅速な避難誘導體制をさらに強化するとともに、避難所では、環境の変化に対応できない場合もあることから、障がい児（者）に配慮した避難所の運営が求められています。

また、防犯・防災知識の普及・啓発により障がい児（者）が安心して暮らすための環境づくりが必要です。

《施策の方向性》

1 地域防犯、防災体制の確立

【防犯・防災意識の啓発】

防犯・防災対策に関する情報提供を行うとともに、警察や消防等と連携し、研修会を実施するなど、防犯・防災に関する意識啓発を図ります。

【防災体制の確立】

災害時に自ら避難することが困難な障がい者等が安心かつ確実に避難できるよう、自主防災組織や福祉専門職など関係機関が連携し、「個別避難計画」の作成に取り組み、地域住民と連携した災害時要援護者支援体制を強化します。

また、一般の避難者とは区画を別にするなど、障がい児（者）に配慮した避難所運営に努めます。

第3節 社会的自立を支援するために

《現状と課題》

発達障がい等で学習に支援が必要な児童生徒の増加を受け、学習支援員を配置して対応してきましたが、児童発達支援など未就学児のための通所支援や相談支援サービスを利用し、個性に合わせたサービスの提供を受ける児童がおり、そのニーズも増えています。保育園から小学校への円滑な移行を行うために、保小中連携調整会議を開催し、意見交換、情報共有を行うなど、教育、療育環境の整備に取り組んでいます。

アンケート調査によると、障がい児教育においては、障がいの有無にかかわらず、地域の同じ場で学ぶことや幼少期からの一貫した教育支援を充実させることが大切であると答えており、障がい特性に応じたきめ細かな支援を行うため、乳幼児期から学校卒業後まで計画的に療育や教育を行うとともに各分野の関係機関と連携し支援していく必要があります。

また、障がい者の自立を促進するためには、障がい者の就労を総合的に支援する取組が必要です。企業側での障がい者雇用に対する意識が低い状況にあるため、教育、福祉、医療、労働などの関係機関が一体となった施策を講じる必要があります。

さらに、障がい者の外出機会の増加に伴い、外出支援サービスの提供体制の充実が求められています。利用者ニーズに対応できるよう、移動・交通手段を確保する必要があります。

《施策の方向性》

1 教育・療育環境の整備

【早期療育体制の充実】

乳幼児健診や特別支援教育専門委員による保育園巡回訪問を実施し、関係機関と連携しながら、障がいの早期発見、早期支援に努めます。

発達に心配のある子どもが、適切な時期に支援が受けられるよう関係機関と連携を図り、保護者に寄り添った継続的な支援を行います。

【教育相談・就学指導体制の充実】

教育関係者や保健医療関係者との情報共有により、就学前からの療育支援を行うとともに、就学後においても保護者に対する教育相談や指導体制の充実を図ります。

【障がい児に対する保育と教育の充実】

障がいの有無にかかわらず一緒に保育・教育を受けることで、障がいのある子どもに対する認識や互いの存在を認め合う心が育まれます。保育所や学校では、きめ細やかな配慮を行うとともに障がい特性に応じた保育、教育が受けられるよう関係機関と連携を図ります。

2 雇用・就業の推進

【障がい者雇用の促進】

一般就労を目指す障がい者が適切な支援を受け、就労につながるよう職業安定所や置賜障害者就業・生活支援センター等関係機関と連携し、障がいの状況に応じた就労支援に努めます。また、企業等に対し、障がい者雇用や合理的配慮等に関する情報提供を行い、差別的対応を受けることなく、安心して働くことができるよう障がい特性についての理解促進を図ります。

【福祉的就労の場の確保】

企業等への就労が困難な障がい者に対して、就労の機会や生産活動の機会を提供し訓練を実施する就労継続支援事業や創造的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行う地域活動支援センターの利用促進を図ります。

また、農業分野での活躍を通して、就労や生きがいづくりの場となる農福連携の取り組みを推進し、障がい者の社会参加を支援します。

3 移動・交通手段の充実

【移動支援サービスの充実】

屋外での移動が困難な障がい者の社会参加を促進するため、移動支援サービスの提供体制の充実を図ります。

第4節 福祉のまちづくりを促進するために

《現状と課題》

障がい児（者）が地域で安心して生活するためには、生活環境の整備が不可欠です。障がい者関係団体からの聞き取り調査によると、障がい者優先スペースの表示設置は進んでいますが、車いすの設置がない施設があり活動が制限されているとの意見があります。公共施設や医療機関等のバリアフリー化を拡充するとともに、道路整備や段差解消など更なる環境整備の促進が求められています。

障がいのある人にとって、在宅で生活をするためには、個人の住宅においてもバリアフリー化をすすめることが必要であり、住宅改修に対する支援が必要です。

また、冬期間でも住み慣れた自宅で安心して快適に暮らしていくために、除排雪に対する支援を充実していく必要があります。

現在、障がい児（者）の多くは家族とともに生活していますが、家族の高齢化に伴い、支援が困難になった場合における居住環境の確保が課題となっています。

《施策の方向性》

1 福祉のまちづくりの推進

【障がい児（者）に配慮した環境整備】

町内の各種施設について、障がい児（者）の視点で調査、点検し、障がいのある人を始め、すべての人が安心・快適に利用できるよう、施設の状況に応じ、バリアフリー化を含めた環境整備をすすめます。

【除雪支援体制の充実】

障がいのある人にとって冬期間の除雪作業は大きな負担であることから、「高齢者等暮らし応援事業」を充実し、障がい者に配慮した支援を継続していきます。

また、社会福祉協議会等関係機関と連携し、除雪ボランティア等の除雪体制の整備をすすめます。

2 誰にでもやさしい住環境の確保

【住宅のバリアフリー化】

障がい児（者）が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには住環境の整備が必要です。個人住宅においては、住宅リフォーム総合支援事業等によるバリアフリー化を支援します。

【居住施設の整備促進】

施設や病院に入所・入院している障がい者の地域への移行や、保護者の高齢化等による介護力の低下に対応できるよう、グループホームなどの居住施設の整備を促進します。また、西置賜1市3町で連携・調整を図りながら、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能を備えた地域生活支援拠点等の整備をすすめ、地域全体で支えるサービス提供体制の構築に努めます。

第5節 生活の質の向上を目指して

《現状と課題》

各種健診を行い、専門機関の受診につなげることにより、障がいの予防に努めるとともに、更生医療や育成医療に係る費用の助成を実施したほか、障がい者ができるだけ在宅で生活できるように支援するため、訪問系の福祉サービス事業所によるサービス提供を行ってきました。

アンケート調査結果から、ホームヘルプなどの在宅サービス、障がい児通所支援の充実が求められています。また、障がい者関係団体からの聞き取り調査によると、障がいのある人にとって医療機関への受診や健康診断が困難な場合もあり、きめ細かな配慮が求められています。

また、地域で生きがいややりがいを感じながらいきいきと暮らすために、スポーツ活動・文化活動・レクリエーションなど障がいのある人が参加できるイベントや行事等の創出が必要です。

《施策の方向性》

1 保健・医療・福祉・介護サービスの充実

【障がいの予防と早期発見、早期治療】

障がいの予防と早期発見のために、各種検診の受診と食生活の改善、健康づくり事業の推進、乳幼児健診による相談、指導機能の充実を図ります。

また、医療機関の受診や健康診断の際に配慮が必要な場合は、丁寧な説明、時間に余裕をもった診療体制の確保など柔軟な対応を関係機関に働きかけます。

【福祉サービスの充実】

障がい児（者）ができるだけ在宅で生活できるようホームヘルプ、デイサービス、ショートステイなどの福祉サービスを充実していきます。

児童発達支援や放課後等デイサービスなど障がい児通所支援サービスについては、置賜圏域の障がい福祉サービス事業所と連携を図り、円滑に利用できる体制を整備します。

2 生涯学習・生涯スポーツ・文化活動の推進

【生涯学習と生涯スポーツ・レクリエーションの推進】

「生涯学習推進計画」、「スポーツ推進計画」に基づき、教育・保健・医療・福祉など関係機関の連携により、学習機会や障がいのある人が障がいのない人と共に活動するスポーツや文化活動の機会を提供します。

【障がい者団体の支援】

障がいのある人とその家族の支えとなり活動を行っている障がい者関係団体と連携を図り、自主的な社会参加活動を支援するとともに、団体の育成と組織の活性化を支援します。

第 3 編

第 7 期小国町障がい福祉計画

第 3 期小国町障がい児福祉計画

第1章 前期計画期間中の障がい福祉サービス等の利用状況

第1節 障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

共同生活援助（グループホーム）や施設入所支援の利用者が多く、居宅介護サービスの利用者が少ない傾向があります。

サービス名			3年度	4年度	5年度
居宅介護	月間利用 日 数	計画	10 時間	10 時間	10 時間
		実績	7 時間	9 時間	0 時間
	月間利用 人 数	計画	1 人	1 人	1 人
		実績	1 人	1 人	0 人
重度訪問介護	月間利用 日 数	計画	10 時間	10 時間	10 時間
		実績	0 時間	0 時間	0 時間
	月間利用 人 数	計画	1 人	1 人	1 人
		実績	0 人	0 人	0 人
同行援護	月間利用 日 数	計画	4 時間	4 時間	4 時間
		実績	0 時間	0 時間	0 時間
	月間利用 人 数	計画	1 人	1 人	1 人
		実績	0 人	0 人	0 人
行動援護	月間利用 日 数	計画	4 時間	4 時間	4 時間
		実績	0 時間	0 時間	0 時間
	月間利用 人 数	計画	1 人	1 人	1 人
		実績	0 人	0 人	0 人
重度障害者等包括支援	月間利用 日 数	計画	20 時間	20 時間	20 時間
		実績	0 時間	0 時間	0 時間
	月間利用 人 数	計画	1 人	1 人	1 人
		実績	0 人	0 人	0 人

※実績は月あたりの平均（令和5年度は9月末まで）

(2) 通所系サービス

通所系サービスについては、生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（B型）でサービスの利用がありました。生活介護は、居住系サービスと組み合わせる利用が多く、利用者の高齢化に伴いニーズが高まっています。

就労移行支援については、一般企業等への就労を希望する1人が県外の事業所を利用し、必要な訓練を受けています。

サービス名			3 年度	4 年度	5 年度
生活介護	月間利用 日 数	計画	247 日	247 日	266 日
		実績	240 日	232 日	243 日
	月間利用 人 数	計画	13 人	13 人	14 人
		実績	13 人	14 人	13 人
自立訓練 (機能訓練)	月間利用 日 数	計画	22 日	22 日	22 日
		実績	0 日	0 日	0 日
	月間利用 人 数	計画	1 人	1 人	1 人
		実績	0 人	0 人	0 人
自立訓練 (生活訓練)	月間利用 日 数	計画	22 日	22 日	22 日
		実績	0 日	31 日	28 日
	月間利用 人 数	計画	1 人	1 人	1 人
		実績	0 人	1 人	1 人
就労移行支援	月間利用 日 数	計画	22 日	22 日	22 日
		実績	0 日	0 日	20 日
	月間利用 人 数	計画	1 人	1 人	1 人
		実績	0 人	0 人	1 人
就労継続支援 (A 型)	月間利用 日 数	計画	22 日	44 日	22 日
		実績	0 日	0 日	0 日
	月間利用 人 数	計画	1 人	2 人	1 人
		実績	0 人	0 人	0 人
就労継続支援 (B 型)	月間利用 日 数	計画	506 日	528 日	506 日
		実績	550 日	549 日	528 日
	月間利用 人 数	計画	23 人	24 人	23 人
		実績	32 人	32 人	30 人
就労定着支援	月間利用 人 数	計画	1 人	1 人	1 人
		実績	0 人	0 人	0 人

※実績は月あたりの平均（令和 5 年度は 9 月末まで）

(3) 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）については、本町をはじめ米沢市、南陽市、長井市、川西町でサービスを利用しています。施設入所支援については、町内に入所施設がないため、町外の施設でサービスを利用しています。療養介護については、国立病院機構米沢病院に 2 人が入所しています。短期入所については自宅で介護する人が病気になった等の緊急時や介護者の負担軽減などに対応するために利用しています。

サービス名			3 年度	4 年度	5 年度
自立生活援助	月間利用 人 数	計画	2 人	2 人	2 人
		実績	1 人	0 人	0 人
うち精神障がい者	月間利用 人 数	計画	1 人	1 人	1 人
		実績	0 人	0 人	0 人
共同生活援助	月間利用 人 数	計画	20 人	20 人	21 人
		実績	23 人	24 人	23 人
うち精神障がい者	月間利用 人 数	計画	5 人	5 人	5 人
		実績	3 人	6 人	5 人
施設入所支援	月間利用 人 数	計画	13 人	13 人	12 人
		実績	11 人	11 人	10 人
療養介護	月間利用 人 数	計画	3 人	3 人	3 人
		実績	3 人	3 人	2 人
短期入所	月間利用 日 数	計画	15 日	15 日	15 日
		実績	2 日	8 日	3 日
	月間利用 人 数	計画	1 人	1 人	1 人
		実績	1 人	2 人	1 人

※実績は月あたりの平均（令和5年度は9月末まで）

（４） 相談支援

町内には、町とNPO法人の2箇所の相談支援事業所があり、計画相談支援を実施しています。各種サービスを利用するすべての障がい者一人ひとりのニーズに合わせたサービス利用計画を作成しています。

町外で障がい福祉サービスを利用する場合に、就労継続支援などを実施している事業所と連携のとれたサービスが受けられるよう、町外の相談支援事業所で計画相談支援を受けている利用者もいます。

サービス名			3 年度	4 年度	5 年度
計画相談支援	月間利用 人 数	計画	7 人	7 人	7 人
		実績	4 人	5 人	8 人
地域移行支援	月間利用 人 数	計画	2 人	2 人	2 人
		実績	0 人	0 人	0 人
うち精神障がい者	月間利用 人 数	計画	1 人	1 人	1 人
		実績	0 人	0 人	0 人
地域定着支援	月間利用 人 数	計画	2 人	2 人	2 人
		実績	0 人	0 人	0 人

うち精神障がい者	月間利用 人 数	計画	1 人	1 人	1 人
		実績	0 人	0 人	0 人

※実績は月あたりの平均（令和5年度は9月末まで）

（5）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療・福祉関係者による協議の場への市町村職員の参加

項 目			3 年度	4 年度	5 年度
開催回数	年間開催 回 数	計画	1 回	1 回	1 回
		実績	1 回	1 回	1 回
参加者数	年間参加 人 数	計画	2 人	2 人	2 人
		実績	1 人	1 人	1 人
	保健	計画	1 人	1 人	1 人
		実績	0 人	1 人	1 人
	福祉	計画	1 人	1 人	1 人
		実績	1 人	0 人	0 人
目標設定及び評価の実施	年間実施 回 数	計画	1 回	1 回	1 回
		実績	0 回	0 回	0 回

※令和5年度は9月末までの実績

（6）地域生活支援拠点等

内 容			3 年度	4 年度	5 年度
各年度における地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	年間実施 回 数	計画	1 回	1 回	1 回
		実績	0 回	0 回	0 回

※令和5年度は9月末までの実績

※地域生活支援拠点等の整備

障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築すること。

(7) 障がい児支援体制

町内にサービス提供事業所はありませんが、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所訪問支援を利用するために、町外に通所している児童がいます。

サービス名			3年度	4年度	5年度
児童発達支援	月間利用 日 数	計画	4 日	4 人	4 日
		実績	0 日	3 日	5 日
	月間利用 人 数	計画	1 人	1 人	1 人
		実績	0 人	3 人	2 人
放課後等デイサービス	月間利用 日 数	計画	22 日	22 日	44 日
		実績	3 日	0 日	2 日
	月間利用 人 数	計画	1 人	1 人	2 人
		実績	1 人	0 人	2 人
保育所等訪問支援	月間利用 日 数	計画	4 日	4 日	4 日
		実績	0 日	1 日	6 日
	月間利用 人 数	計画	1 人	1 人	1 人
		実績	0 人	3 人	3 人
医療型児童発達支援	月間利用 日 数	計画	4 日	4 日	4 日
		実績	0 日	0 日	0 日
	月間利用 人 数	計画	1 人	1 人	1 人
		実績	0 人	0 人	0 人
居宅訪問型児童発達支援	月間利用 日 数	計画	4 日	4 日	4 日
		実績	0 日	0 日	0 日
	月間利用 人 数	計画	1 人	1 人	1 人
		実績	0 日	0 人	0 日
障害児相談支援	年 間 利用人数	計画	1 人	1 人	2 人
		実績	0 人	3 人	4 人
医療的ケア児に対する コーディネーター配置	人 数	計画	1 人	1 人	1 人
		実績	0 人	0 人	0 人

※実績は月あたりの平均（令和5年度は9月末まで）

※医療的ケア児

人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（児童福祉法第56条の6第2項）

※医療的ケア児に対するコーディネーター

医療的ケア児がライフステージを通じて必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげる者

(8) 相談支援体制の充実・強化等

内 容			3 年度	4 年度	5 年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	年間実施回数	計画	1 回	1 回	1 回
		実績	0 回	0 回	0 回
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	年間実施回数	計画	1 回	1 回	1 回
		実績	0 回	0 回	0 回
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	年間実施回数	計画	1 回	1 回	1 回
		実績	0 回	0 回	0 回

※令和5年度は9月末までの実績

(9) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

内 容			3 年度	4 年度	5 年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	年間参加人数	計画	1 人	1 人	1 人
		実績	0 人	2 人	0 人
障害者自立支援審査支払システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する回数	年間実施回数	計画	1 回	1 回	1 回
		実績	0 回	0 回	0 回

※令和5年度は9月末までの実績

(10) 発達障がい者等に対する支援

内 容			3 年度	4 年度	5 年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	年間受講者数	計画	1 人	1 人	1 人
		実績	0 人	0 人	0 人

※令和5年度は9月末までの実績

第2節 地域生活支援事業

(1) 相談支援事業

障害者相談支援事業については、町、NPO法人の2箇所で実施しています。

地域自立支援協議会、成年後見制度利用支援事業については、それぞれ1箇所で実施しています。

区 分			3年度	4年度	5年度
障害者相談支援事業	実 施 箇所数	計 画	2 箇所	2 箇所	2 箇所
		実 績	2 箇所	2 箇所	2 箇所
地域自立支援協議会	実 施 箇所数	計 画	1 箇所	1 箇所	1 箇所
		実 績	1 箇所	1 箇所	1 箇所
成年後見制度利用支援事業	実 施 箇所数	計 画	1 箇所	1 箇所	1 箇所
		実 績	1 箇所	1 箇所	1 箇所

※令和5年度は9月末までの実績

(2) 意思疎通支援事業

町内にサービス提供事業所はなく、サービス利用者もいません。

区 分			3年度	4年度	5年度
手話通訳者派遣	人／年	計 画	1 人	1 人	1 人
		実 績	0 人	0 人	0 人
要約筆記者派遣	人／年	計 画	1 人	1 人	1 人
		実 績	0 人	0 人	0 人

※令和5年度は9月末までの実績

(3) 日常生活用具給付事業

排せつ管理支援用具については、新規申請や利用者の死亡など増減があるものの、給付人数はほぼ同数となっています。その他については、ニーズに合わせて随時給付しています。

区 分			3年度	4年度	5年度
介護・訓練支援用具	件数／年	計 画	1 件	1 件	1 件
		実 績	0 件	1 件	0 件
自立生活支援用具	件数／年	計 画	1 件	1 件	1 件
		実 績	1 件	0 件	0 件
在宅療養等支援用具	件数／年	計 画	1 件	1 件	1 件
		実 績	1 件	0 件	0 件

区 分			3 年度	4 年度	5 年度
情報・意思疎通支援用具	件数／年	計画	1 件	1 件	1 件
		実績	1 件	0 件	0 件
排せつ管理支援用具	件数／年	計画	108 件	108 件	108 件
		実績	116 件	122 件	62 件
住宅改修	件数／年	計画	1 件	1 件	1 件
		実績	0 件	0 件	0 件

※令和 5 年度は 9 月末までの実績

(4) 移動支援事業

町内の 1 事業所でサービスの提供を行っています。平成 31 年 4 月から、令和 4 年 3 月まで障がい児 1 人の利用がありました。

区 分		3 年度	4 年度	5 年度
実施箇所数	計画	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	実績	1 箇所	1 箇所	1 箇所
月間利用人数	計画	11 人	12 人	13 人
	実績	10 人	13 人	14 人
月間利用時間	計画	55 時間	60 時間	65 時間
	実績	39 時間	65 時間	66 時間

※令和 5 年度は 9 月末までの実績

(5) 地域活動支援センター事業

本町のⅢ型事業所及び置賜 3 市 5 町で委託している南陽市のⅠ型事業所で事業を実施しています。

区 分		3 年度	4 年度	5 年度
実施箇所数	計画	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	実績	2 箇所	2 箇所	2 箇所
月間利用人数	計画	20 人	20 人	20 人
	実績	18 人	19 人	20 人

※令和 5 年度は 9 月末までの実績

※地域活動支援センター

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進などの機会を提供する施設。

Ⅰ型：専門職員（精神保健福祉士等）を配置。職員を 3 名以上配置し、1 日あたりの実利用人数が概ね 20 名以上であること。

Ⅲ型：職員を 2 名以上配置し、1 日あたりの実利用人数が概ね 5 名以上であること。

(6) 日中一時支援事業

平成29年度から利用実績はありません。

区 分		3 年度	4 年度	5 年度
月間利用人数	計画	1 人	1 人	1 人
	実績	0 人	0 人	0 人

※令和5年度は9月末までの実績

(7) 知的障害者職親委託制度事業

平成29年度から利用実績はありません。

区 分		3 年度	4 年度	5 年度
実施箇所数	計画	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	実績	0 箇所	0 箇所	0 箇所
年間利用人数	計画	1 人	1 人	1 人
	実績	0 人	0 人	0 人

※令和5年度は9月末までの実績

(8) 社会参加促進事業（自動車改造助成）

平成30年度から利用実績はありません。

区 分		3 年度	4 年度	5 年度
年間利用人数	計画	1 人	1 人	1 人
	実績	0 人	0 人	0 人

※令和5年度は9月末までの実績

第2章 前期計画の実績及び課題

(1) 施設入所者の地域生活への移行

令和3年度中に3人が授産施設からグループホームに移行しましたが、専門的なサポートが必要となる重度の障がい者の移行は進んでいません。

こうした状況を踏まえ、障がいのある人の状態やニーズに合わせた地域生活への移行を目指すため、施設入所から共同生活援助（グループホーム）と生活介護等のサービスを組み合わせた支援を関係機関と連携して検討していく必要があります。

項 目	目 標	実績見込	備 考
地域生活移行数	1 人	3 人	9 月末現在
減少見込数	2 人	4 人	9 月末現在

(2) 地域生活支援拠点等有する機能の充実

地域内の体制づくりを行うコーディネーターの配置や短期入所による緊急時の受入・対応体制の確保などの機能を集約し、グループホーム等に付加した拠点又は地域における複数の機関が分担して機能を担う地域生活支援拠点等の整備については、町内に有する社会資源が限られており、市町村単位での整備は難しいことから、西置賜1市3町が連携し、県の協力を得ながら「西置賜圏域」での整備を進める必要があります。

項 目	目 標	実績見込	備 考
地域生活支援拠点等の整備	1 箇所	0 箇所	9 月末現在
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討	1 回	0 回	9 月末現在

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

障がい者の重度化・高齢化により、福祉施設利用者で一般就労へ移行した方はいませんでした。障がい者の就労を促進するために関係機関が一体となって支援していく必要があります。就労移行支援事業については1人が県外の事業所を利用していますが、就労移行支援事業所が少ないことが課題となっています。

項 目	目 標	実績見込	備 考
一般就労移行者数	3 人	0 人	9 月末現在
就労移行支援事業利用者数	1 人	1 人	9 月末現在
就労継続支援 A 型事業利用者の一般就労移行者数	1 人	0 人	9 月末現在
就労継続支援 B 型事業利用者の一般就労移行者数	1 人	0 人	9 月末現在
一般就労移行者のうち、就労定着支援事業利用者の割合	7 割	0 割	9 月末現在

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

令和 4 年 12 月飯豊町に児童発達支援センター、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障がい児相談支援の 4 つの事業を行う児童発達支援施設が開所し、子育てに悩む保護者やその子どもの支援を行っています。本町単独での整備が困難であることから、置賜圏域の障がい福祉サービス事業所と連携・調整を図りながら、子どもたちが通所支援を利用できる体制を整える必要があります。

項 目	目 標	実績見込	備 考
児童発達支援センターの設置	1 箇所	0 箇所	9 月末現在
保育所等訪問支援の充実	1 箇所	0 箇所	
主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1 箇所	0 箇所	
重度心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1 箇所	0 箇所	
医療的ケア児への適切な支援に向け、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	1 箇所	0 箇所	
医療的ケア児等コーディネーターの配置	1 名	0 名	

(5) 相談支援体制の充実・強化等

障がいのある方が地域において自立した生活を営むためには、サービスの適切な利用を支援、各種ニーズに対応した相談支援体制の構築が必要ですが、総合的・専門的な相談支援等を行う基幹相談支援センターの設置は本町単独での整備が難しい状況にあります。福祉サービス事業所と連携・調整を図りながら、相談支援体制を整える必要があります。

項 目	目 標	実績見込	備 考
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	1箇所	0箇所	9月末現在

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービスが多様化する中、障がい者が本当に必要なサービスの提供を行うことが重要であることから、定期的に研修会等へ参加するなど、障がい福祉サービス等の質を向上させる取り組みが必要です。

項 目	目 標	実績見込	備考
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	1人	2人	9月末現在
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する回数	1回	0回	9月末現在

第3章 計画の成果目標

第1節 令和8年度の成果目標の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和4年度末から令和8年度末までの間に、施設入所者1人が共同生活援助（グループホーム）等へ移行することを見込み、地域生活への移行者の目標値を1人として目標値を設定します。

項 目	数 値	考 え 方
現時点の施設入所者数（A）	10 人	令和4年度末時点
目標年度の施設入所者数（B）	9 人	令和8年度末時点
【目標値①】地域生活移行者数（C） [地域生活への移行率]（C）／（A）	1 人 [10.0%]	令和8年度末までにグループホーム等へ移行する者の数 <u>（6%以上とする）※国指針による</u>
【目標値②】減少見込数（A）－（B） [減少率]（（A）－（B））／（A）	1 人 [10.0%]	差引減少見込み数 <u>（5%以上とする）※国指針による</u>

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等とは、障がいのある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域の実情に応じた居住支援のための機能の集約を行う拠点を整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものです。

対象者数や利用状況の動向を注視しながら、西置賜管内の1市3町で連携・調整を図りながら整備していくこととします。

項 目	数 値	考 え 方
地域生活支援拠点等の整備	1 箇所 (R9年3月)	令和8年度末までに整備 (整備予定時期)
地域生活支援拠点等の効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	1 箇所 (R9年3月)	コーディネーターの配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築（整備予定時期）
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討	1 回	令和8年度末までの運用状況の検証及び検討回数 <u>（1回以上とする）※国指針による</u>
強度行動障がい等を有する障がい者に関する支援体制の整備	1 箇所 (R9年3月)	支援ニーズの把握と支援体制を整備 (整備予定時期)

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

障がい者の自立生活を促すことや一般就労への定着も重要であることから、令和8年度において、就労移行支援事業等から一般就労へ移行する者の目標値を設定します。

項 目	数 値	考 え 方
現在の年間一般就労移行者数 (A)	0 人	令和3年度中に福祉施設を退所し、一般就労に移行した者の数
目標年度の年間一般就労移行者数 (B)	1 人	令和8年度中に福祉施設を退所し、一般就労に移行する者の数
〔増加率〕 (B) / (A)	皆増	<u>(1.28 倍以上とする) ※国指針による</u>
現在の就労移行支援事業利用者の年間一般就労移行者数 (C)	0 人	就労移行支援事業利用者のうち、令和3年度中に一般就労に移行した者の数
目標年度の就労移行支援事業利用者の年間一般就労移行者数 (D)	1 人	就労移行支援事業利用者のうち、令和8年度中に一般就労に移行する者の数
〔増加率〕 (D) / (C)	皆増	<u>(1.31 倍以上とする) ※国指針による</u>
現在の就労継続支援A型事業利用者の年間一般就労移行者数 (E)	0 人	就労継続支援A型事業利用者のうち、令和3年度中に一般就労に移行した者の数
目標年度の就労継続支援A型事業利用者の年間一般就労移行者数 (F)	1 人	就労継続支援A型事業利用者のうち、令和8年度中に一般就労に移行する者の数
〔増加率〕 (F) / (E)	皆増	<u>(概ね 1.29 倍以上とする) ※国指針による</u>
現在の就労継続支援B型事業利用者の年間一般就労移行者数 (G)	0 人	就労継続支援B型事業利用者のうち、令和3年度中に一般就労に移行した者の数
目標年度の就労継続支援B型事業利用者の年間一般就労移行者数 (H)	1 人	就労継続支援B型事業利用者のうち、令和8年度中に一般就労に移行する者の数
〔増加率〕 (H) / (G)	皆増	<u>(概ね 1.28 倍以上とする) ※国指針による</u>
現在の就労定着支援事業の年間利用者数 (I)	0 人	令和3年度の就労定着支援事業の利用者数
目標年度の就労定着支援事業の年間利用者数 (J)	1 人	令和8年度の就労定着支援事業の利用者数
〔増加率〕 (J) / (I)	皆増	<u>(1.41 倍以上とする) ※国指針による</u>

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児及びその家族に対して、効果的な支援を身近な場所で提供できる体制の構築を図るための目標値を設定します。

本町独自での整備が困難な場合には、置賜圏域の各市町と各障がい福祉サービス事業所との連携・調整を図りながら整備していくこととします。

項 目	数 値	考 え 方
児童発達支援センターの設置	1 箇所	令和 8 年度末までに、1 箇所以上設置する
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	1 箇所 (R9 年 3 月)	令和 8 年度末までに、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築(整備予定時期)
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1 箇所	令和 8 年度末までに、1 箇所以上確保する
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1 箇所	
医療的ケア児への適切な支援に向け、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	1 箇所	令和 8 年度末までに、1 箇所以上設置する
医療的ケア児等コーディネーターの配置	1 名	令和 8 年度末までに、1 名以上配置する

(5) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実及び強化等を図るため、総合的・専門的な相談支援の実施及び相談支援体制の強化を実施する体制の確保に係る目標値を設定します。

本町独自での整備が困難な場合には、置賜圏域の各市町と相談支援事業所との連携・調整を図りながら整備していくこととします。

項 目	数 値	考 え 方
基幹相談支援センターの設置	1 箇所	令和 8 年度末までに、1 箇所以上設置する
地域づくりに向けた協議会の体制確保	1 箇所 (R9 年 3 月)	地域サービス基盤の開発改善を行う取組等を行うために必要な協議会の体制を確保（整備予定時期）

第4章 障がい福祉サービス等の見込みと確保の方策等

第1節 障がい福祉サービス

1 障がい福祉サービスの見込み量

令和6年度から令和8年度までの各年度における障がい者及び障がい児の支援に必要な見込み量を定めます。見込み量については、令和3年度から令和5年度までの実績値や事業実施状況などを踏まえ推計しました。

(1) 訪問系サービス

サービス名		6年度	7年度	8年度
居宅介護	月間利用人数	1人	1人	1人
	月間利用日数	10時間	10時間	10時間
重度訪問介護	月間利用人数	1人	1人	1人
	月間利用日数	10時間	10時間	10時間
同行援護	月間利用人数	1人	1人	1人
	月間利用日数	4時間	4時間	4時間
行動援護	月間利用人数	1人	1人	1人
	月間利用日数	4時間	4時間	4時間
重度障がい者等包括支援	月間利用人数	1人	1人	1人
	月間利用日数	20時間	20時間	20時間

(2) 通所系サービス

サービス名		6年度	7年度	8年度
生活介護	月間利用人数	14人	14人	14人
	月間利用日数	266日	266日	266日
自立訓練 (機能訓練)	月間利用人数	1人	1人	1人
	月間利用日数	22日	22日	22日
自立訓練 (生活訓練)	月間利用人数	1人	1人	1人
	月間利用日数	22日	22日	22日
就労選択支援	月間利用人数	0人	1人	1人
	月間利用日数	0日	22日	22日
就労移行支援	月間利用人数	1人	1人	1人
	月間利用日数	22日	22日	22日
就労継続支援A型	月間利用人数	1人	1人	1人
	月間利用日数	22日	22日	22日

サービス名		6 年度	7 年度	8 年度
就労継続支援 B 型	月間利用人数	25 人	25 人	25 人
	月間利用日数	550 日	550 日	550 日
就労定着支援	月間利用人数	1 人	1 人	1 人

(3) 居住系サービス

サービス名		6 年度	7 年度	8 年度
自立生活援助	月間利用人数	2 人	2 人	2 人
うち精神障がい者		1 人	1 人	1 人
共同生活援助	月間利用人数	25 人	25 人	25 人
うち精神障がい者		5 人	5 人	5 人
施設入所支援	月間利用人数	9 人	9 人	9 人
療養介護	月間利用人数	2 人	2 人	2 人
短期入所	月間利用人数	1 人	1 人	1 人
	月間利用日数	15 日	15 日	15 日

(4) 相談支援

サービス名		6 年度	7 年度	8 年度
計画相談支援	月間利用人数	8 人	8 人	8 人
地域移行支援	月間利用人数	2 人	2 人	2 人
うち精神障がい者		1 人	1 人	1 人
地域定着支援	月間利用人数	2 人	2 人	2 人
うち精神障がい者		1 人	1 人	1 人

(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療・福祉関係者による協議の場への市町村職員の参加

項 目		6 年度	7 年度	8 年度
開催回数	年間開催回数	1 回	1 回	1 回
参加者数	年間参加人数	2 人	2 人	2 人
	保健	1 人	1 人	1 人
	福祉	1 人	1 人	1 人
目標設定及び評価の実施	年間実施回数	1 回	1 回	1 回

(6) 地域生活支援拠点等

内 容		6 年度	7 年度	8 年度
コーディネーターの配置人数	人	0 人	0 人	1 人
各年度における地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	年間実施回数	0 回	0 回	1 回

(7) 障がい児支援体制

サービス名		6 年度	7 年度	8 年度
児童発達支援	月間利用人数	3 人	3 人	3 人
	月間利用日数	12 日	12 日	12 日
放課後等デイサービス	月間利用人数	2 人	2 人	2 人
	月間利用日数	10 日	10 日	10 日
保育所等訪問支援	月間利用人数	3 人	3 人	3 人
	月間利用日数	12 日	12 日	12 日
居宅訪問型児童発達支援	月間利用人数	1 人	1 人	1 人
	月間利用日数	4 日	4 日	4 日
障害児相談支援	月間利用人数	4 人	4 人	4 人
医療的ケア児等コーディネーター配置人数	人 数	1 人	1 人	1 人

(8) 相談支援体制の充実・強化等

内 容		6 年度	7 年度	8 年度
基幹相談支援センターの設置	箇所数	0 箇所	0 箇所	1 箇所
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化				
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言回数	年間実施回数	0 回	0 回	1 回
地域の相談支援事業所の人材育成の支援回数	年間実施回数	0 回	0 回	1 回
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	年間実施回数	0 回	0 回	1 回

内 容		6 年度	7 年度	8 年度
地域の相談支援事業所に対する訪問等による個別事例支援内容の検証の実施回数	年間実施回数	0 回	0 回	1 回
主任相談支援専門員の配置数	人数	0 人	0 人	1 人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数・参加事業者、機関数	年間実施回数	0 回	0 回	1 回
	事業者数	0 者	0 者	1 者
協議会の専門部会の設置数・実施回数	設置数	0 部会	0 部会	1 部会
	年間実施回数	0 回	0 回	1 回

(9) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

内 容		6 年度	7 年度	8 年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	年間参加人数	1 人	1 人	1 人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する回数	年間実施回数	1 回	1 回	1 回

(10) 発達障がい者等に対する支援

内 容		6 年度	7 年度	8 年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)・実施者数(支援者)	年間受講者数	2 人	2 人	2 人
	年間実施者数	2 人	2 人	2 人

2 見込量の確保のための方策

利用者のニーズに応えられるサービスが提供できるよう、町内外の相談支援事業所と情報共有に努め、連携しながらサービス提供体制の確保を図ります。

支援が必要な児童については、保護者からの相談に真摯に向き合うとともに、乳幼児健診や保育園、学校、教育委員会、医療機関等の関係機関と連携し、障がいの早期発見に努め、必要なサービスの提供体制を構築していきます。

※就労選択支援

就労移行支援、就労継続支援A型・B型の利用または一般就労をする前に、就労アセスメントを行うことで、本人の希望、就労能力や適性等に合った適切な選択ができるようサポートを行います。

※ペアレントトレーニング

保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、お子さんの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家庭支援のアプローチの一つ。

※ペアレントプログラム

子どもや自分自身について行動で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易プログラムのこと。

第2節 地域生活支援事業

1 地域生活支援事業のサービス見込量

令和6年度から令和8年度までの各年度における地域生活支援事業の事業ごとに必要な見込み量を定めます。見込み量については、令和3年度から令和5年度までの実績値や事業実施状況などを踏まえ推計しました。

(1) 相談支援事業

内 容		6年度	7年度	8年度
障害者相談支援事業	実施箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
地域自立支援協議会	実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
成年後見制度利用支援事業	実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所

(2) 意思疎通支援事業

内 容		6年度	7年度	8年度
手話通訳者派遣	人／年	1人	1人	1人
要約筆記者派遣	人／年	1人	1人	1人

(3) 日常生活用具給付事業

内 容		6年度	7年度	8年度
介護・訓練支援用具	件数／年	1件	1件	1件
自立生活支援用具	件数／年	1件	1件	1件
在宅療養等支援用具	件数／年	1件	1件	1件
情報・意思疎通支援用具	件数／年	1件	1件	1件
排せつ管理支援用具	件数／年	120件	120件	120件
住宅改修	件数／年	1件	1件	1件

(4) 移動支援事業

区 分		6年度	7年度	8年度
実施箇所数		1箇所	1箇所	1箇所
月間利用人数		15人	16人	17人
月間利用時間		70時間	75時間	80時間

(5) 地域活動支援センター事業

区 分	6 年度	7 年度	8 年度
実施箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所
月間利用人数	20 人	20 人	20 人

(7) 日中一時支援事業

区 分	6 年度	7 年度	8 年度
月間利用人数	1 人	1 人	1 人

(8) 知的障害者職親委託制度事業

区 分	6 年度	7 年度	8 年度
実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所
年間利用人数	1 人	1 人	1 人

(9) 社会参加促進事業（自動車改造助成）

区 分	6 年度	7 年度	8 年度
年間利用人数	1 人	1 人	1 人

2 見込量確保のための方策

障がい者及び障がい児が地域で障がいなどによる制限がなく生活するために、地域の資源や利用者の状況に応じて柔軟に対応することが求められる事業であることから、障がい者及び障がい児の意向を十分に反映した事業内容の展開を図ります。